（法第二十条第三項及び第二十一条第二項の防災庁令で定める弁済の要請を行った被請求都道府県等に対する通知）

第五条　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第十三条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令（平成二十五年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

別記様式第一から別記様式第四まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（首都直下地震対策特別措置法施行規則の一部改正）

第十四条　首都直下地震対策特別措置法施行規則（平成二十五年内閣府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十条第一項の防災庁令で定める軽微な変更） **第一条**　首都直下地震対策特別措置法（以下「法」という。）第十条第一項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］	（法第十条第一項の内閣府令で定める軽微な変更） **第一条**　首都直下地震対策特別措置法（以下「法」という。）第十条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］
（地方緊急対策実施計画の記載事項） **第二条**　法第二十一条第三項第八号の防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］	（地方緊急対策実施計画の記載事項） **第二条**　法第二十一条第三項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］
（法第二十一条第八項の防災庁令で定める軽微な変更） **第三条**　法第二十一条第八項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］	（法第二十一条第八項の内閣府令で定める軽微な変更） **第三条**　法第二十一条第八項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］
（法第二十六条第一項の防災庁令で定める軽微な変更） **第六条**　法第二十六条第一項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］	（法第二十六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更） **第六条**　法第二十六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（活動火山対策特別措置法施行規則の一部改正）

第十五条　活動火山対策特別措置法施行規則（平成二十七年内閣府令第七十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成　　年」を「　　年」に、「昭和　　平成　　年」を「　　年」に改める。

（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令の一部改正）

第十六条　災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する防災庁令	災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令
（法附則第二条第一項の防災庁令で定める場合） **第一条**　災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）附則第二条第一項の防災庁令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 ［一・二　略］	（法附則第二条第一項の内閣府令で定める場合） **第一条**　災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）附則第二条第一項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 ［一・二　同上］